

ユニック作業7つの決まり

①作業計画書を作成・周知し、関係者サインを行う



②アウトリガー下の養生（基本22mm以上の敷鉄板）



※地盤の状態、状況に応じて安全長が安全と認めた時はこの限りではない

③昇降設備設置（安定確認の励行）



④親綱設置（地面より2m以上の作業）



⑤介錯ロープ使用・吊荷直下の人払い



⑥玉掛けワイヤー等基本的には絞る



※挟まれる側で合図しない！

⑦1人作業は禁止！！
 相判者が、何らかの理由でその場所を離れる場合は、作業を中断し相判者が戻るのを待つ。また、代わりの者が来た場合は作業計画書を確認させ、サインをしてから作業再開とする！